

**検定職種と訓練科及び免許職種の対応関係（都道府県知事が実施する検定職種に限る。）**

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受検資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
10	園芸装飾	受検資格	園芸サービス系園芸科 園芸サービス系造園科	園芸装飾科(※3)					園芸サービス系園芸科 園芸サービス系造園科	園芸科
		試験免除	園芸サービス系園芸科	園芸装飾科(※3)						
11	造園	受検資格	園芸サービス系園芸科 園芸サービス系造園科	造園科(※3)					園芸サービス系園芸科 園芸サービス系造園科	造園科 森林環境保全科
		試験免除	園芸サービス系造園科	造園科(※3)						
12	さく井	受検資格	土木系さく井科	さく井科(※2) さく井科(※3)					土木系さく井科	さく井科
		試験免除	土木系さく井科	さく井科(※3)						
13	金属溶解	受検資格	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科	金属溶解科(※3)			精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科	機械指導科	鉄鋼科 鋳造科
		試験免除	金属材料系鉄鋼科	金属溶解科(※3)						
14	鋳造	受検資格	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科	鋳造科(※3)			精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科	機械指導科	鋳造科
		試験免除	金属材料系鋳造科	鋳造科(※3)						
15	鍛造	受検資格	金属材料系鍛造科	鍛造科(※3)			精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系鍛造科	機械指導科	鍛造科
		試験免除	金属材料系鍛造科	鍛造科(※3)						
16	金属熱処理	受検資格	金属材料系熱処理科	金属熱処理科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系熱処理科	機械指導科	熱処理科
		試験免除	金属材料系熱処理科	金属熱処理科(※3)						
17	粉末冶金	受検資格	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科 金属材料系鍛造科 金属材料系熱処理科	粉末冶金科(※3)			精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科 金属材料系鍛造科 金属材料系熱処理科	機械指導科	鋳造科
		試験免除	金属材料系鋳造科	粉末冶金科(※3)						
18	機械加工	受検資格	金属加工系構造物鉄工科 機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 第一種自動車系自動車製造科 航空機系航空機製造科 鉄道車両系鉄道車両製造科 船舶系造船科 精密機器系光学機器製造科 精密機器系計測機器製造科 精密機器系理化学器製造科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械加工科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属加工系構造物鉄工科 機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 第一種自動車系自動車製造科 航空機系航空機製造科 鉄道車両系鉄道車両製造科 船舶系造船科 精密機器系光学機器製造科 精密機器系計測機器製造科 精密機器系理化学器製造科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科	機械科
		試験免除	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械加工科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系メカトロニクス技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科				
19	放電加工	受検資格	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 メカトロニクス系メカトロニクス科	放電加工科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系メカトロニクス科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	精密機械システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科	機械科
		試験免除	機械系精密加工科 機械系機械技術科	放電加工科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受検資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
20	金型製作	受検資格	金属加工系塑性加工科 機械系機械加工科 機械系精密加工科 メカトロニクス系メカトロニクス科 機械系機械技術科	金型製作科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系メカトロニクス技術科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属加工系塑性加工科 機械系機械加工科 機械系精密加工科 メカトロニクス系メカトロニクス科 機械系機械技術科	機械指導科	機械科
		試験免除	機械系精密加工科 機械系機械技術科	金型製作科(※3)						
21	金属プレス加工	受検資格	金属加工系塑性加工科 金属加工系溶接科 船舶系造船科 設備施工系配管科	金属プレス科(※2) 製罐科(※2) 板金科(※2) 配管科(※2) 金属プレス加工科(※3)	居住システム系建築設備科 機械システム系生産技術科		機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属加工系塑性加工科 金属加工系溶接科 船舶系造船科 設備施工系配管科	機械指導科	塑性加工科
		試験免除	金属加工系塑性加工科	金属プレス加工科(※3)						
22	鉄工	受検資格	金属加工系塑性加工科 金属加工系構造物鉄工科 機械系機械製図科 船舶系造船科 鉄道車両系鉄道車両製造科 機械系機械技術科 建築施工系プレハブ建築科 建築施工系建築設計科 建築外装系建築板金科	金属プレス科(※2) 製罐科(※2) 板金科(※2) プレハブ建築科(※2) 鉄工科(※3)			機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 建築システム工学科 機械システム工学科	金属加工系塑性加工科 金属加工系構造物鉄工科 機械系機械製図科 船舶系造船科 鉄道車両系鉄道車両製造科 機械系機械技術科 建築施工系プレハブ建築科 建築施工系建築設計科 建築外装系建築板金科	機械指導科 建築指導科	塑性加工科 構造物鉄工科 鉄道車両科 造船科
		試験免除	金属加工系塑性加工科 金属加工系構造物鉄工科 鉄道車両系鉄道車両製造科 船舶系造船科 建築施工系プレハブ建築科	鉄工科(※3)						
23	建築板金	受検資格	金属加工系塑性加工科 金属加工系溶接科 建築外装系建築板金科 設備施工系配管科	金属プレス科(※2) 板金科(※2) 配管科(※2) 建築板金科(※3)	居住システム系建築設備科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	金属加工系塑性加工科 金属加工系溶接科 建築外装系建築板金科 設備施工系配管科	建築指導科	塑性加工科 建築板金科
		試験免除	金属加工系塑性加工科 建築外装系建築板金科	建築板金科(※3)						
24	工場板金	受検資格	金属加工系塑性加工科 金属加工系溶接科 船舶系造船科 建築外装系建築板金科	金属プレス科(※2) 製罐科(※2) 板金科(※2) 工場板金科(※3)			機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属加工系塑性加工科 金属加工系溶接科 船舶系造船科 建築外装系建築板金科	機械指導科	塑性加工科
		試験免除	金属加工系塑性加工科	工場板金科(※3)						
25	めつき	受検資格	金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科	めつき科(※3)				金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科		金属表面処理科
		試験免除	金属表面処理系めつき科	めつき科(※3)						
26	アルミニウム陽極酸化処理	受検資格	金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科	アルミニウム陽極酸化処理科(※3)				金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科		金属表面処理科
		試験免除	金属表面処理系陽極酸化処理科	アルミニウム陽極酸化処理科(※3)						
27	溶射	受検資格		溶射科(※3)						
		試験免除		溶射科(※3)						
28	金属ばね製造	受検資格	金属加工系塑性加工科 機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科	金属プレス科(※2) 金属ばね製造科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属加工系塑性加工科 機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科	機械指導科	
		試験免除		金属ばね製造科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
29	ロープ加工	受験資格	木材加工系工業包装科 建築施工系とび科 揚重運搬機械運転系クレーン運転科 揚重運搬機械運転系港湾荷役科	とび科(※2) クレーン運転科(※2) 港湾荷役科(※2) ロープ加工科(※3)				木材加工系工業包装科 建築施工系とび科 揚重運搬機械運転系クレーン運転科 揚重運搬機械運転系港湾荷役科		
		試験免除		ロープ加工科(※3)						
30	仕上げ	受験資格	金属加工系塑性加工科 機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電気機器科 第一種自動車系自動車製造科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 航空機系航空機製造科 航空機系航空機整備科 船舶系造船科 精密機器系光学機器製造科 精密機器系計測機器製造科 精密機器系理化学器械製造科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 縫製機械系縫製機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	製罐科(※2) 板金科(※2) 建設機械整備科(※2) 仕上げ科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 電気・電子システム系電気技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 機械システム工学科	金属加工系塑性加工科 機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電気機器科 第一種自動車系自動車製造科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 航空機系航空機製造科 航空機系航空機整備科 船舶系造船科 精密機器系光学機器製造科 精密機器系計測機器製造科 精密機器系理化学器械製造科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 縫製機械系縫製機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科	機械科
		試験免除	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科	仕上げ科(※3)	機械システム系生産技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科				
31	切削工具研削	受験資格	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 製材機械系製材機械整備科	製材機械整備科(※2) 切削工具研削科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	精密機械システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 製材機械系製材機械整備科	機械指導科	機械科 製材機械科
		試験免除	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 製材機械系製材機械整備科	切削工具研削科(※3)	機械システム系生産技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科				
32	機械検査	受験資格	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 船舶系造船科 精密機器系光学機器製造科 精密機器系計測機器製造科 精密機器系理化学器械製造科 機械整備系建設機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	建設機械整備科(※2) 機械検査科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 機械システム系メカトロニクス技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 船舶系造船科 精密機器系光学機器製造科 精密機器系計測機器製造科 精密機器系理化学器械製造科 機械整備系建設機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科	機械科
		試験免除	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科	機械検査科(※3)	機械システム系生産技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科				
33	ダイカスト	受験資格	金属材料系鋳造科	ダイカスト科(※3)			精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系鋳造科	機械指導科	鋳造科
		試験免除	金属材料系鋳造科	ダイカスト科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
35	電子回路接続	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電力系送配電科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科	電子回路接続科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電子情報制御システム系電子情報技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科	電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電力系送配電科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	電子科
		試験免除	電気・電子系電子機器科 通信系電気通信科	電子回路接続科(※3)	電気・電子システム系電子技術科 電子情報制御システム系電子情報技術科	生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科				
36	電子機器組立て	受検資格	機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系コンピュータ制御科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科 第一種情報処理系OAシステム科 第一種情報処理系ソフトウェア管理科 第一種情報処理系データベース管理科	電子機器組立て科(※3)	機械システム系メカトロニクス技術科 機械システム系制御技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電子情報制御システム系電子情報技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系コンピュータ制御科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科 第一種情報処理系OAシステム科 第一種情報処理系ソフトウェア管理科 第一種情報処理系データベース管理科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	電子科
		試験免除	電気・電子系製造設備科 電気・電子系電子機器科 通信系電気通信科	電子機器組立て科(※3)	電気・電子システム系電子技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科 電子情報制御システム系電子情報技術科	生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科				
37	電気機器組立て	受検資格	機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電力系送配電科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科	電気機器組立て科(※3)	機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電力系送配電科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	電気科 メカトロニクス科
		試験免除	電気・電子系電子機器科 電力系電気工事科	電気機器組立て科(※3)	電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科				

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練終了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
38	半導体製品製造	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科	半導体製品製造科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電子情報制御システム系電子情報技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	電子科
		試験免除		半導体製品製造科(※3)						
39	プリント配線板製造	受検資格	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 通信系電気通信科	プリント配線板製造科(※3)	機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電子情報制御システム系電子情報技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 通信系電気通信科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	
		試験免除		プリント配線板製造科(※3)						
40	自動販売機調整	受検資格	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 メカトロニクス系メカトロニクス科	自動販売機調整科(※3)	機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電子情報制御システム系電子情報技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科 生産システム技術系生産電子情報システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	電子科 電気科
		試験免除	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科	自動販売機調整科(※3)						
41	産業車両整備	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 揚重運搬機械運転系港湾荷役科	建設機械整備科(※2) フォークリフト運転科(※2) 港湾荷役科(※2) 産業車両整備科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 揚重運搬機械運転系港湾荷役科	機械指導科	
		試験免除		産業車両整備科(※3)						
42	鉄道車両製造・整備	受検資格	金属加工系構造物鉄工科 機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系コンピュータ制御科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 鉄道車両系鉄道車両製造科 船舶系造船科 機械整備系内燃機関整備科 建築仕上系熱絶縁施工科 設備施工系配管科	配管科(※2) 鉄道車両製造・整備科(※3)	電気・電子システム系電気技術科 居住システム系建築設備科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	金属加工系構造物鉄工科 機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系コンピュータ制御科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 鉄道車両系鉄道車両製造科 船舶系造船科 機械整備系内燃機関整備科 建築仕上系熱絶縁施工科 設備施工系配管科	電気指導科 電子情報指導科	鉄道車両科
		試験免除	鉄道車両系鉄道車両製造科	鉄道車両製造・整備科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
43	時計修理	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系コンピュータ制御科 精密機器系時計修理科	時計修理科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 電気・電子システム系産業機械科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系コンピュータ制御科 精密機器系時計修理科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	時計科
		試験免除	精密機器系時計修理科	時計修理科(※3)						
44	光学機器製造	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 精密機器系光学ガラス加工科 精密機器系光学機器製造科	光学機器製造科(※3)	電子情報制御システム系電子情報技術科	生産システム技術系生産電子情報システム技術科	精密機械システム工学科 電子システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 精密機器系光学ガラス加工科 精密機器系光学機器製造科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	光学ガラス科 光学機器科
		試験免除	精密機器系光学ガラス加工科 精密機器系光学機器製造科	光学機器製造科(※3)						
45	内燃機関組立て	受検資格	第一種自動車系自動車製造科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科	内燃機関組立て科(※3)			機械制御システム工学科 機械システム工学科	第一種自動車系自動車製造科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科	機械指導科	自動車製造科 内燃機関科
		試験免除	第一種自動車系自動車製造科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科	内燃機関組立て科(※3)						
46	空気圧装置組立て	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 機械整備系建設機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	建設機械整備科(※2) 空気圧装置組立て科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 機械システム系メカトロニクス技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 機械整備系建設機械整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科	
		試験免除		空気圧装置組立て科(※3)						
47	油圧装置調整	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 揚重運搬機械運転系建設機械運転科 メカトロニクス系メカトロニクス科	建設機械整備科(※2) 建設機械運転科(※2) 油圧装置調整科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 機械システム系メカトロニクス技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 揚重運搬機械運転系建設機械運転科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科	機械科
		試験免除		油圧装置調整科(※3)						
48	縫製機械整備	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 縫製機械系縫製機械整備科 アパレル系縫製科	縫製機械整備科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 縫製機械系縫製機械整備科 アパレル系縫製科	機械指導科	縫製機械科
		試験免除	縫製機械系縫製機械整備科	縫製機械整備科(※3)						
49	建設機械整備	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 揚重運搬機械運転系建設機械運転科	建設機械整備科(※2) 建設機械運転科(※2) 建設機械整備科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科 揚重運搬機械運転系建設機械運転科	機械指導科	建設機械科
		試験免除	機械整備系建設機械整備科	建設機械整備科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受検資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
50	農業機械整備	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械技術科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科	建設機械整備科(※2) 農業機械整備科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 機械システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械技術科 第一種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車整備科 第二種自動車系自動車車体整備科 機械整備系内燃機関整備科 機械整備系建設機械整備科 機械整備系農業機械整備科	機械指導科	農業機械科
		試験免除	機械整備系農業機械整備科	農業機械整備科(※3)						
51	冷凍空調和機器施工	受検資格	設備施工系冷凍空調設備科 設備施工系配管科	配管科(※2) 冷凍空調和機器施工科(※3)	居住システム系建築設備科		機械制御システム工学科 建築システム工学科 機械システム工学科	設備施工系冷凍空調設備科 設備施工系配管科	機械指導科 建築指導科	冷凍空調機器科
		試験免除	設備施工系冷凍空調設備科	冷凍空調和機器施工科(※3)	居住システム系建築設備科					
52	染色	受検資格	染色系染色科	染色科(※3)	テキスタイル系染織技術科			染色系染色科		染色科
		試験免除	染色系染色科	染色科(※3)	テキスタイル系染織技術科					
53	ニット製品製造	受検資格	アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科	ニット製品製造科(※3)	服飾技術系アパレル技術科			アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科		ニット科
		試験免除	アパレル系ニット科	ニット製品製造科(※3)						
54	婦人子供服製造	受検資格	アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科	婦人子供服製造科(※3)	服飾技術系アパレル技術科			アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科		洋服科
		試験免除	アパレル系洋服科	婦人子供服製造科(※3)						
55	紳士服製造	受検資格	アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科	紳士服製造科(※3)	服飾技術系アパレル技術科			アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科		洋服科
		試験免除	アパレル系洋服科	紳士服製造科(※3)						
56	和裁	受検資格	裁縫系和裁科	和裁科(※3)	服飾技術系和裁技術科			裁縫系和裁科		和裁科
		試験免除	裁縫系和裁科	和裁科(※3)						
57	寝具製作	受検資格	裁縫系寝具科	寝具製作科(※3)				裁縫系寝具科		寝具科
		試験免除	裁縫系寝具科	寝具製作科(※3)						
58	帆布製品製造	受検資格	帆布製品系帆布製品製造科	帆布製品製造科(※3)				帆布製品系帆布製品製造科		帆布製品科
		試験免除	帆布製品系帆布製品製造科	帆布製品製造科(※3)						
59	布はく縫製	受検資格	アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科	布はく縫製科(※3)				アパレル系ニット科 アパレル系洋服科 アパレル系縫製科		縫製科
		試験免除	アパレル系縫製科	布はく縫製科(※3)						
60	機械木工	受検資格	製材機械系製材機械整備科 木材加工系木型科 木材加工系木工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 工芸系木材工芸科	製材機械整備科(※2) 木材加工系木型科 木型科(※2) 木工科(※2) 建築施工系木造建築科 建築科(※2) 建設科(※2) 機械木工科(※3)	居住システム系建築科 居住システム系インテリア科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 建築システム工学科 機械システム工学科	製材機械系製材機械整備科 木材加工系木型科 木材加工系木工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 工芸系木材工芸科	機械指導科 建築指導科	木工科
		試験免除	木材加工系木工科	機械木工科(※3)						
61	木型製作	受検資格	木材加工系木型科	木型科(※2) 木型製作科(※3)	居住システム系建築科 居住システム系インテリア科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	木材加工系木型科	建築指導科	木型科
		試験免除	木材加工系木型科	木型製作科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受検資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
62	家具製作	受検資格	木材加工系木工科 工芸系木材工芸科	木工科(※2) 家具製作科(※3)	居住システム系インテリア科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	木材加工系木工科 工芸系木材工芸科	建築指導科	木工科
		試験免除	木材加工系木工科	家具製作科(※3)						
63	建具製作	受検資格	木材加工系木工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	木工科(※2) 建築科(※2) 建具製作科(※3)	居住システム系建築科 居住システム系インテリア科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	木材加工系木工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築指導科	木工科
		試験免除	木材加工系木工科	建具製作科(※3)						
64	紙器・段ボール箱製造	受検資格	紙加工系紙器製造科	紙器・段ボール箱製造科(※3)				紙加工系紙器製造科		紙器科
		試験免除		紙器・段ボール箱製造科(※3)						
65	製版	受検資格	印刷・製本系製版科 印刷・製本系印刷科	製版科(※3)				印刷・製本系製版科 印刷・製本系印刷科		製版・印刷科
		試験免除	印刷・製本系製版科	製版科(※3)						
66	印刷	受検資格	印刷・製本系製版科 印刷・製本系印刷科	印刷科(※3)				印刷・製本系製版科 印刷・製本系印刷科		製版・印刷科
		試験免除	印刷・製本系印刷科	印刷科(※3)						
67	製本	受検資格	印刷・製本系製本科	製本科(※3)				印刷・製本系製本科		製本科
		試験免除								
68	プラスチック成形	試験免除	プラスチック系プラスチック製品成形科	プラスチック成形科(※3)			機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	プラスチック系プラスチック製品成形科	機械指導科	プラスチック製品科
		受検資格								
69	強化プラスチック成形	受検資格	プラスチック系プラスチック製品成形科	強化プラスチック成形科(※3)			機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	プラスチック系プラスチック製品成形科	機械指導科	プラスチック製品科
		試験免除		強化プラスチック成形科(※3)						
70	陶磁器製造	受検資格	窯業製品系陶磁器製造科	陶磁器製造科(※3)				窯業製品系陶磁器製造科		陶磁器科
		試験免除	窯業製品系陶磁器製造科	陶磁器製造科(※3)						
71	石材施工	受検資格	石材系石材加工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 土木系土木施工科	石材科(※2) 建築科(※2) 土木科(※2) 石材施工科(※3)	居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	石材系石材加工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 土木系土木施工科	建築指導科	石材科
		試験免除	石材系石材加工科	石材施工科(※3)						
72	パン製造	受検資格	食品加工系パン・菓子製造科	パン製造科(※3)	食品製造技術系製パン・製菓技術科			食品加工系パン・菓子製造科		パン・菓子科
		試験免除	食品加工系パン・菓子製造科	パン製造科(※3)	食品製造技術系製パン・製菓技術科					
73	菓子製造	受検資格	食品加工系パン・菓子製造科 調理系日本料理科 調理系中国料理科 調理系西洋料理科	菓子製造科(※3)	食品製造技術系製パン・製菓技術科			食品加工系パン・菓子製造科 調理系日本料理科 調理系中国料理科 調理系西洋料理科		パン・菓子科
		試験免除	食品加工系パン・菓子製造科	菓子製造科(※3)	食品製造技術系製パン・製菓技術科					
74	製麺	受検資格	食品加工系製麺科	製麺科(※3)				食品加工系製麺科		製麺科
		試験免除	食品加工系製麺科	製麺科(※3)						
75	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	受検資格	食品加工系食肉加工科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造科(※3)				食品加工系食肉加工科		食肉科
		試験免除	食品加工系食肉加工科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造科(※3)						
76	水産練り製品製造	受検資格	食品加工系水産加工科	水産練り製品製造科(※3)				食品加工系水産加工科		水産物加工科
		試験免除	食品加工系水産加工科	水産練り製品製造科(※3)						
77	みそ製造	受検資格	食品加工系発酵製品製造科	みそ製造科(※3)				食品加工系発酵製品製造科		発酵科
		試験免除		みそ製造科(※3)						
78	酒造	受検資格	食品加工系発酵製品製造科	酒造科(※3)				食品加工系発酵製品製造科		発酵科
		試験免除		酒造科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程・特定専門課程の高度職業訓練	応用課程・特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
80	建築大工	受検資格	木材加工系木型科 建築施工系木造建築科 木材加工系木工科 建築施工系枠組壁建築科 建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系プレハブ建築科 建築施工系建築設計科	木型科(※2) 木工科(※2) 建築科(※2) 建設科(※2) プレハブ建築科(※2) 建築大工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	木材加工系木型科 建築施工系木造建築科 木材加工系木工科 建築施工系枠組壁建築科 建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系プレハブ建築科 建築施工系建築設計科	建築指導科	建築科 枠組壁建築科
		試験免除	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科	建築大工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科				
81	枠組壁建築	受検資格	木材加工系木型科 木材加工系木工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系プレハブ建築科 建築施工系建築設計科	建築科(※2) プレハブ建築科(※2) 枠組壁建築科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	木材加工系木工科 木材加工系木工科 建築施工系木造建築科 建築施工系枠組壁建築科 建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系プレハブ建築科 建築施工系建築設計科	建築指導科	建築科 枠組壁建築科
		試験免除	建築施工系枠組壁建築科 建築施工系プレハブ建築科	枠組壁建築科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科				
80	かわらぶき	受検資格	建築外装系屋根施工科 建築外装系スレート施工科	かわらぶき科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築外装系屋根施工科 建築外装系スレート施工科	建築指導科	屋根科
		試験免除	建築外装系屋根施工科	かわらぶき科(※3)						
83	とび	受検資格	建築施工系とび科	とび科(※2) とび科(※3)				建築施工系とび科		とび科
		試験免除	建築施工系とび科	とび科(※3)						
84	左官	受検資格	建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科	左官科(※3)	居住システム系建築物仕上科		建築システム工学科	建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科	建築指導科	左官・タイル科
		試験免除	建築仕上系左官・タイル施工科	左官科(※3)	居住システム系建築物仕上科					
85	築炉	受検資格	建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科	築炉科(※3)	居住システム系建築物仕上科			建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科		築炉科
		試験免除	建築仕上系築炉科	築炉科(※3)	居住システム系建築物仕上科					
86	ブロック建築	受検資格	石材系石材加工科 建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科 建築仕上系ブロック施工科	石材科(※2) ブロック建築科(※2) ブロック建築科(※3)	居住システム系建築物仕上科		建築システム工学科	石材系石材加工科 建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科 建築仕上系ブロック施工科	建築指導科	ブロック建築科
		試験免除	建築仕上系ブロック施工科	ブロック建築科(※3)						
87	エーエルシーパネル施工	受検資格	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系防水施工科 建築仕上系ブロック施工科	ブロック建築科(※2) プレハブ建築科(※2) 建設科(※2) エーエルシーパネル施工科(※3)		居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系防水施工科 建築仕上系ブロック施工科	建築指導科	ブロック建築科
		試験免除	建築仕上系ブロック施工科	エーエルシーパネル施工科(※3)						
88	タイル張り	受検資格	建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科	タイル張り科(※3)	居住システム系建築物仕上科		建築システム工学科	建築仕上系左官・タイル施工科 建築仕上系築炉科	建築指導科	左官・タイル科
		試験免除	建築仕上系左官・タイル施工科	タイル張り科(※3)						
89	畳製作	受検資格	建築内装系畳科	畳製作科(※3)				建築内装系畳科		畳科
		試験免除	建築内装系畳科	畳製作科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
90	配管	受検資格	金属加工系塑性加工科 船舶系造船科 建築外装系建築板金科 設備施工系冷凍空調設備科 設備施工系配管科 設備施工系住宅設備機器科	板金科(※2) 配管科(※2) 配管科(※3)	居住システム系建築設備科		建築システム工学科	金属加工系塑性加工科 船舶系造船科 建築外装系建築板金科 設備施工系冷凍空調設備科 設備施工系配管科 設備施工系住宅設備機器科	建築指導科	配管科 住宅設備機器科
		試験免除	設備施工系配管科 設備施工系住宅設備機器科	配管科(※3)	居住システム系建築設備科					
91	ちゅう 厨房設備施工	受検資格	設備施工系配管科 設備施工系住宅設備機器科	配管科(※2) 厨房設備施工科(※3)	居住システム系建築設備科		建築システム工学科	設備施工系配管科 設備施工系住宅設備機器科	建築指導科	
		試験免除		厨房設備施工科(※3)						
92	型枠施工	受検資格	建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築仕上系ブロック施工科 土木系土木施工科	とび科(※2) ブロック建築科(※2) 建設科(※2) 土木科(※2) 型枠施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築仕上系ブロック施工科 土木系土木施工科	建築指導科	建設科
		試験免除	建築施工系鉄筋コンクリート施工科	型枠施工科(※3)						
93	鉄筋施工	受検資格	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 土木系土木施工科	建設科(※2) 土木科(※2) 鉄筋施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 土木系土木施工科	建築指導科	建設科
		試験免除	建築施工系鉄筋コンクリート施工科	鉄筋施工科(※3)						
94	コンクリート圧 送施工	受検資格	建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築仕上系ブロック施工科 土木系土木施工科	とび科(※2) ブロック建築科(※2) 建設科(※2) 土木科(※2) コンクリート圧送施工科(※3)		居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系とび科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築仕上系ブロック施工科 土木系土木施工科	建築指導科	建設科
		試験免除	建築施工系鉄筋コンクリート施工科	コンクリート圧送施工科(※3)						
95	防水施工	受検資格	建築外装系防水施工科	防水施工科(※3)		居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築外装系防水施工科	建築指導科	防水科
		試験免除	建築外装系防水施工科	防水施工科(※3)						
96	樹脂接着剤注入 施工	受検資格	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築仕上系左官・タイル施工科 塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科	建築科(※2) 樹脂接着剤注入施工科(※3)	居住システム系建築物仕上科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築仕上系左官・タイル施工科 塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科	建築指導科	
		試験免除		樹脂接着剤注入施工科(※3)						
97	内装仕上げ施工	受検資格	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築内装系インテリア・サービス科 建築内装系床仕上げ施工科	建築科(※2) プレハブ建築科(※2) 内装仕上げ施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科 居住システム系インテリア科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築内装系インテリア・サービス科 建築内装系床仕上げ施工科	建築指導科	床仕上げ科 インテリア科
		試験免除	建築内装系インテリア・サービス科 建築内装系床仕上げ施工科	内装仕上げ施工科(※3)	居住システム系インテリア科					
98	熱絶縁施工	受検資格	船舶系造船科 建築仕上系熱絶縁施工科 設備施工系冷凍空調設備科	熱絶縁施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科 居住システム系建築設備科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	船舶系造船科 建築仕上系熱絶縁施工科 設備施工系冷凍空調設備科	建築指導科	熱絶縁科
		試験免除	建築仕上系熱絶縁施工科	熱絶縁施工科(※3)						
99	カーテンウォー ール施工	受検資格	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築科(※2) カーテンウォール施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築指導科	サッシ・ガラス施工科
		試験免除	建築外装系サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
100	サッシ施工	受検資格	建築施工系木造建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築科(※2) サッシ施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系木造建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築指導科	建築科 サッシ・ガラス施工科
		試験免除	建築施工系木造建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	サッシ施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科				
101	自動ドア施工	受検資格	機械系機械加工科 機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系電気製図科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 建築施工系木造建築科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系建築設計科 建築外装系サッシ・ガラス施工科 建築内装系床仕上施工科	建築科(※2) 自動ドア施工科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科 機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 居住システム系住居環境科 居住システム系建築科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 居住・建築システム技術系建築施工システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 建築システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械加工科 機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気通信設備科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系電気製図科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 建築施工系木造建築科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 建築施工系建築設計科 建築外装系サッシ・ガラス施工科 建築内装系床仕上施工科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科 建築指導科	
		試験免除		自動ドア施工科(※3)						
102	バルコニー施工	受検資格	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築科(※2) バルコニー施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築指導科	建築科 枠組壁建築科
		試験免除	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	バルコニー施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科				
103	ガラス施工	受検資格	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築科(※2) プレハブ建築科(※2) ガラス施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系木造建築科 建築施工系プレハブ建築科 建築外装系サッシ・ガラス施工科	建築指導科	サッシ・ガラス施工科
		試験免除	建築外装系サッシ・ガラス施工科	ガラス施工科(※3)						
104	ウエルポイント施工	受検資格	建築施工系木造建築科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 土木系さく井科 土木系土木施工科	土木科(※2) さく井科(※2) 建築科(※2) 建設科(※2) ウエルポイント施工科(※3)	居住システム系住居環境科 居住システム系建築科	居住・建築システム技術系建築施工システム技術科	建築システム工学科	建築施工系木造建築科 建築施工系鉄筋コンクリート施工科 土木系さく井科 土木系土木施工科	建築指導科	土木科 さく井科
		試験免除	土木系さく井科 土木系土木施工科	ウエルポイント施工科(※3)						
105	テクニカルイラストレーション	受検資格	機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電気製図科 建築施工系建築設計科	テクニカルイラストレーション科(※3)	デザインシステム系産業デザイン科		機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 建築システム工学科 機械システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電気製図科 建築施工系建築設計科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科 建築指導科	機械科
		試験免除	機械系機械製図科 機械系機械技術科	テクニカルイラストレーション科(※3)						
106	機械・プラント製図	受検資格	金属加工系溶接科 金属加工系構造物鉄工科 機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電気製図科 航空機系航空機製造科 鉄道車両系鉄道車両製造科 メカトロニクス系メカトロニクス科 設備施工系配管科 船舶系造船科	配管科(※2) 機械・プラント製図科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系産業機械科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系メカトロニクス技術科 居住システム系建築設備科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 建築システム工学科 機械システム工学科	金属加工系溶接科 金属加工系構造物鉄工科 機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電気製図科 航空機系航空機製造科 鉄道車両系鉄道車両製造科 メカトロニクス系メカトロニクス科 設備施工系配管科 船舶系造船科	機械指導科 建築指導科	機械科
		試験免除	機械系機械製図科 機械系機械技術科	機械・プラント製図科(※3)	機械システム系生産技術科	生産システム技術系生産機械システム技術科				

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
107	電気製図	受験資格	機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系電気製図科 電力系発変電科 電力系送配電科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 メカトロニクス系メカトロニクス科	建設科(※2) 電気製図科(※3)	機械システム系メカトロニクス技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 電子情報システム工学科	機械系機械製図科 機械系機械技術科 電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電気・電子系電気製図科 電力系発変電科 電力系送配電科 電力系電気工事科 電力系電気設備科 電力系電気設備管理科 メカトロニクス系メカトロニクス科	機械指導科 電気指導科 電子情報指導科	電気科
		試験免除	電気・電子系電気製図科	電気製図科(※3)	電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産電気システム技術科				
108	化学分析	受験資格	金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科 食品加工系発酵製品製造科 化学系化学分析科 化学系公害検査科	化学分析科(※3)	化学システム系環境化学科 化学システム系産業化学科 エネルギー技術系原子力科			金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科 食品加工系発酵製品製造科 化学系化学分析科 化学系公害検査科		化学分析科 公害検査科
		試験免除	化学系化学分析科 化学系公害検査科	化学分析科(※3)	化学システム系環境化学科 化学システム系産業化学科					
109	金属材料試験	受験資格	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科 金属材料系鍛造科 金属材料系熱処理科 金属加工系溶接科 機械系機械加工科 機械系機械技術科	金属材料試験科(※3)	機械システム系生産技術科 機械システム系制御技術科 機械システム系精密電子機械科 機械システム系産業機械科	生産システム技術系生産機械システム技術科	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	金属材料系鉄鋼科 金属材料系鋳造科 金属材料系鍛造科 金属材料系熱処理科 金属加工系溶接科 機械系機械加工科 機械系機械技術科	機械指導科	熱処理科
		試験免除	金属材料系熱処理科	金属材料試験科(※3)						
110	貴金属装身具製作	受験資格	工芸系貴金属・宝石科	貴金属装身具製作科(※3)				工芸系貴金属・宝石科		貴金属・宝石科
		試験免除	工芸系貴金属・宝石科	貴金属装身具製作科(※3)						
111	印章彫刻	受験資格	工芸系印章彫刻科	印章彫刻科(※3)				工芸系印章彫刻科		印章彫刻科
		試験免除	工芸系印章彫刻科	印章彫刻科(※3)						
113	表装	受験資格	建築内装系インテリア・サービス科 建築内装系表具科	表装科(※3)	居住システム系インテリア科			建築内装系インテリア・サービス科 建築内装系表具科		インテリア科 表具科
		試験免除	建築内装系インテリア・サービス科 建築内装系表具科	表装科(※3)	居住システム系インテリア科					
114	塗装	受験資格	木材加工系木工科 工芸系漆器科 塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科 デザイン系広告美術科	木工科(※2) 塗装科(※3)				木材加工系木工科 工芸系漆器科 塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科 デザイン系広告美術科		塗装科
		試験免除	塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科	塗装科(※3)						
115	路面標示施工	受験資格	塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科	路面標示施工科(※3)				塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科		
		試験免除	塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科	路面標示施工科(※3)						

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、厚生労働省職業能力開発局長が検定職種に関する訓練科として個別に認定している職業訓練については、厚生労働省ホームページに掲載している。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

※2 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第4に定めるところにより行われるものに限る。

※3 短期課程の普通職業訓練のうち、規則別表第5第1号、第2号又は第3号に定めるところにより行われる技能士コースに限る。

※4 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

番号 (※1)	検定職種	区分	訓練科						免許職種	
			普通課程の普通職業訓練	短期課程の普通職業訓練	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	長期課程の指導員訓練	短期養成課程の指導員訓練(※4)		長期養成課程の指導員訓練
116	塗料調色	受験資格	塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科 デザイン系広告美術科	塗料調色科(※3)					塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科 デザイン系広告美術科	塗装科
		試験免除	塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科	塗料調色科(※3)						
117	広告美術仕上げ	受験資格	塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科 デザイン系広告美術科	広告美術仕上げ科(※3)	デザインシステム系産業デザイン科				塗装系金属塗装科 塗装系木工塗装科 塗装系建築塗装科 デザイン系広告美術科	広告美術科
		試験免除	デザイン系広告美術科	広告美術仕上げ科(※3)						
118	義肢・装具製作	受験資格	義肢・装具系義肢・装具科	義肢・装具製作科(※3)			機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 機械システム工学科	義肢・装具系義肢・装具科	機械指導科	義肢装具科
		試験免除	義肢・装具系義肢・装具科	義肢・装具製作科(※3)						
119	舞台機構調整	受験資格	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電力系電気工事科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科	舞台機構調整科(※3)	電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電子技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	生産システム技術系生産電子システム技術科	電気システム工学科 電子システム工学科 情報システム工学科 通信システム工学科 電子情報システム工学科	電気・電子系電子機器科 電気・電子系電気機器科 電力系電気工事科 通信系電気通信科 メカトロニクス系メカトロニクス科	電気指導科 電子情報指導科	
		試験免除		舞台機構調整科(※3)						
120	工業包装	受験資格	木材加工系木工科 木材加工系工業包装科	木工科(※2) 工業包装科(※3)	デザインシステム系産業デザイン科				木材加工系木工科 木材加工系工業包装科	工業包装科
		試験免除	木材加工系工業包装科	工業包装科(※3)						
121	写真	受験資格	写真系写真科	写真科(※3)					写真系写真科	写真科
		試験免除	写真系写真科	写真科(※3)						
125	産業洗浄	受験資格	金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科 電力系発電電科 機械整備系建設機械整備科 設備管理・運転系ボイラー運転科 化学系化学分析科 化学系公害検査科	ボイラー運転科(※2) 建築物衛生管理科(※2) 産業洗浄科(※3)	居住システム系建築設備科 化学システム系環境化学科 化学システム系産業化学科 エネルギー技術系原子力科			金属表面処理系めつき科 金属表面処理系陽極酸化処理科 電力系発電電科 機械整備系建設機械整備科 設備管理・運転系ボイラー運転科 化学系化学分析科 化学系公害検査科		
		試験免除		産業洗浄科(※3)						
125	商品装飾展示	受験資格	デザイン系工業デザイン科 デザイン系商業デザイン科	商品装飾展示科(※3)	デザインシステム系産業デザイン科				デザイン系工業デザイン科 デザイン系商業デザイン科	
		試験免除		商品装飾展示科(※3)						
127	フラワー装飾	受験資格	装飾系フラワー装飾科	フラワー装飾科(※3)					装飾系フラワー装飾科	フラワー装飾科
		試験免除	装飾系フラワー装飾科	フラワー装飾科(※3)						